



ノウゼンカズラ

# 税務と経堂

編集発行人  
税理士

三木 泰

事務所 〒597-0071  
貝塚市加神1-11-17  
TEL 072(431)1644

7月 (文月) JULY

17日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	.	.	.	.	.

## ワンポイント たばこ税の引き上げ

たばこの税率が、7月1日から引上げられます。たばこ税は国税と地方税に分かれていて、たばこ1千本につき従前の7,072円から7,924円(国税3,552円+地方税4,372円)になります。地方税分はさらに都道府県と市町村に分かれており、地元で買えば、地元の税収に寄与する制度になっています。

## 7月の税務と労務

- 国 税 / 6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税 / 納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月分)の納付 7月10日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 7月18日
- 国 税 / 所得税予定納税額の納付 7月31日
- 国 税 / 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 7月31日
- 国 税 / 11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税 / 8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告 (年3回の場合) 7月31日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務 / 障害者・高齢者・外国人雇用状況報告 (100人以上の事業場) 7月18日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(4月~6月分) 7月31日

# 60歳台前半の在職老齢年金

平成十五年四月一日以降、総報酬制が導入されたことにより、在職老齢年金の支給停止額は、その月の標準報酬月額と年金額を基礎に計算する方式から、その月の標準報酬月額及びその月以前一年間の標準賞与額の十二分の一の額並びに年金額を基礎に計算する方式に変更されました。

ちなみに、年金額が支給調整（減額）されるのは特別支給の老齢厚生年金だけで、老齢基礎年金は全額受けられます。

六〇歳以後、厚生年金保険の被保険者として在職する場合に知っておきたい事項についてQ&A形式で掲げます。

## Q1

低賃金で就労する場合

六〇歳到達後は継続雇用制

度を利用して、厚生年金保険の被保険者として月一五万円（ポーナスは五九歳から不支給）で働きます。年金月額は一〇万円です。年金はどの位減額されますか。

## A

六〇歳台前半（六〇歳以上六五歳未満）の在職老齢年金（低在老）は、次のとおりです。

総報酬月額相当額と基本月額との合計額が二八万円以下であるとき

老齢厚生年金額の全額が支給されます。

総報酬月額相当額と基本月額との合計額が二八万円を超えるとき

図表1を参照して下さい。

ご質問の場合は、総報酬月額相



当額（一五万円）と基本月額（一〇万円）との合計額が二八万円以下ですので、年金は全額（一〇万円）支給されます。

総報酬月額相当額と基本月額について、教えて下さい。

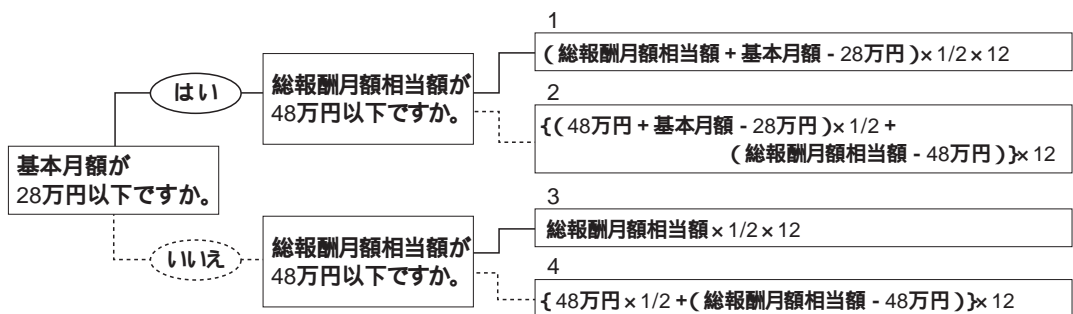
## A

総報酬月額相当額とは、その人の標準報酬月額とその月以前一年間の標準賞与額の総額を二で割った額とを合算した額のことをいい、基本月額とは、老齢厚生年金（加給年金額を除く）を二で割った額をいいます。

## Q3

ポーナスが支給されている場合の年金月額の受給額を、具体例で教えて下さい。

図表1 60歳台前半の在職老齢年金（低在老）年金の支給停止額



**A**

年金額等を下記の通りとした場合の年金月額額の支給額は、図表2のようになります。

年金額	一二〇万円
基本月額	一〇万円
標準報酬月額	一六万円
ボーナス	年二回六月と一二月に支給

**Q4**

六五歳未満で退職し、その後再就職する際に、注意すべき点があれば教えてください。

**A**

厚生年金保険の被保険者資格を喪失後再就職して再び被保険者資格を取得する際には、以下の点に留意するとよいでしょう。

資格喪失後一カ月以内に就職し、再び厚生年金保険の被保険者となったとき

六〇歳以後の在職期間の年金額が全く反映されず、六〇歳到達時の年金がそのまま支給されます。

資格喪失後一カ月経過後に被保険者となったとき

六〇歳以後年金を受けながら在職していた間の被保険者期間とそれの間の標準報酬月額を含めて年金額が最初から計算し直されますの

で（退職時改定という）、その分の年金額が加算されて支給されます。したがって、受け取る年金額は増えることとなります。

ちなみに、在職老齢年金を受けていた人が六五歳になると、年金を受けながら在職していた間の被保険者期間と、その間の標準報酬月額を含めて、年金額が最初から計算し直されます。

これは在職、非在職を問わず行われます。

**Q5**

その他年金受給に関して、参考になるようなことはありますか。

**A**

六〇歳以後も就労する場合は、社会保険事務所での年金の裁定請求をする際に、六〇歳以後の給料と、おおよそのボーナスの額を提示して、そのまま厚生年金保険の被保険者として在職したときに、どのくらい年金額が増えるのか試算してもらおうとよいでしょう。

図表2 60歳前半の在職老齢年金（低在老）のケーススタディ

	平成17年						平成18年						平成19年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
標準報酬月額	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
標準賞与額			30							45					

	平成18年						平成19年								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
標準報酬月額	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
標準賞与額			30							60					

60歳前半の在職老齢年金の1カ月あたりの支給停止額は、図表1-1の計算式から求めます。

(総報酬月額相当額 + 基本月額 - 28万円) × 1/2

(1) 平成18年7月の場合

総報酬月額相当額 ( + ) を求めます。

7月の標準報酬月額 160,000円

その月(7月)以前1年間(平成18年7月から同17年8月まで)の標準賞与額の総額を12で割った額  
(300,000円 + 450,000円) ÷ 12 = 62,500円

総報酬月額相当額は、との合計額ですので222,500円となります。

年金の支給停止額 = (222,500円 + 100,000円 - 280,000円) × 1/2 = 21,250円

したがって、年金月額は78,750円(100,000円 - 21,250円)となります。

この額は、11月まで同じ額となります。

(2) 平成18年12月の場合

総報酬月額相当額 = 標準報酬月額 + その月(12月)以前1年間の標準賞与額の総額を12で割った額  
160,000円 + (600,000円 + 300,000円) / 12 = 235,000円

年金の支給停止額 = (235,000円 + 100,000円 - 280,000円) × 1/2 = 27,500円

したがって、年金月額は72,500円(100,000円 - 27,500円)となります。

## 介護補償給付の支給額が引下げ

介護補償給付（業務災害）及び介護給付（通勤災害）は、仕事や通勤途上のケガが原因で働けなくなり、自宅で介護を受けることになった場合であって、障害補償年金・傷病補償年金（業務災害）または障害年金・傷病年金（通勤災害）の受給権者となった被災労働者が一定要件を満たしている、常時または随時介護を要する状態にあり、かつ現に介護を受けているときに、その間支給されるものです。

ただし、身体障害者療護施設等に入所している期間及び病院または診療所に入院している期間は給付の対象になりません。

被災労働者の区分に応じて定められている介護補償給付及び介護給付の支給額が、平成18年4月から引き下げられ、次のように変更されました。

### (1) 常時介護を要する人

その月に費用を支出して介護を受けた日がある場合の最高限度額

104,590円 104,970円

その月に親族または友人の介護を受けているとともに、介護費用を支出していない場合または介護費用として支出した額がある場合の最低保障額

56,710円 56,950円

### (2) 随時介護を要する人

その月に費用を支出して介護を受けた日がある場合の最高限度額

52,300円 52,490円

その月に親族または友人の介護を受けているとともに、介護費用を支出していない場合または介護費用として支出した額がある場合の最低保障額

28,360円 28,480円

なお、介護補償給付及び介護給付には特別支給金制度はありません。

## 児童手当の所得制限限度額が引上げ

児童手当は、児童数に応じて一定額が支給されますが、扶養親族数と公的年金の加入制度に区分して所得制限を設けています。この所得制限限度額が今年四月から引き上げられました（下表参照）。

### 児童手当

扶養親族等の数	国民年金・年金未加入者	特例給付(厚生年金等加入者)
0人	460万円未満	532万円未満
1人	498万円未満	570万円未満
2人	536万円未満	608万円未満

\* 扶養親族等の数が3人以上の場合は、1人につき38万円(老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるとき44万円)を加算した額となります。

## 長時間労働・メンタルヘルス対策

今年4月以降、全ての事業場（常時50人未満の労働者を使用する事業場は平成20年4月以降）の事業者は、週40時間を超える労働が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者に対しては、その労働者の申出により、毎月1回以上、基準日を定めて医師による面接指導を行わなければなりません（1ヵ月以内に面接指導を受けた労働者等で、必要がないと医師が認めた人を除く）。

また、長時間労働（週40時間を超える労働が1月当たり80時間を超えた場合）により疲労の蓄積が認められ、または健康上の不安を有している労働者、または事業場で定めた基準に該当する労働者（週40時間を超える労働が1月当たり45時間を超えた労働者で産業医が必要と認めた人等）にも、面接指導を実施するかまたはそれに準ずる措置を講じるよう努めなければなりません。